

令和3年度 第4回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和4年3月30日（水）午後1時30分から午後3時まで

場 所：文京シビックセンター24階 区議会第一委員会室

<会議次第>

1 開会

2 議事

(1) 令和4年度重点施策について

①ポジティブ・シニアをつなぐ応援プロジェクト（心・技・体）の実施
について 【資料第1－1号】

②PFS（成果連動型民間委託契約方式）を活用した認知症検診事業の
実施について 【資料第1－2号】

(2) 令和4年度高齢者あんしん相談センター運営方針について

【資料第2号】

(3) 令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿 への登録について 【資料第3号】

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新につ いて 【資料第4号】

(5) 指定地域密着型サービス事業所の指定状況について 【資料第5号】

(6) 指定地域密着型サービス事業所の利用状況について 【資料第6号】

(7) 地域密着型サービス事業実施予定者の決定について（定期巡回・随時 対応型訪問介護看護） 【資料第7号】

(8) 訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画（ケアプラン）の 届出状況について 【資料第8号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、中村 宏、星野 高之、阿部 智子、林田 俊弘、高山 礼子、諸留 和夫、神田 泰子、坂田 賢司、古関 伸一、鈴木 悦子、川島 久徳、川口 典男、小倉 保志、秋山 澄子

<事務局>

進高齢福祉課長、中澤介護保険課長、渡部健康推進課長、矢島福祉政策課長

<傍聴者>

2人

1 開会

2 議題

平岡委員長： それでは、令和3年度第4回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。本日は、議題が8点ございます。限られた時間ですが、それぞれのお立場、専門領域からご質疑をいただきたいと思いますので、委員会の運営にご協力をいただきくださいますよう、お願いいたします。

まず、議題1「令和4年度重点施策について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

進高齢福祉課長より資料第1-1、1-2号に基づき、議題1「令和4年度重点施策について」の説明を行った。

平岡委員長： ありがとうございます。何かご質問、ご意見があれば、ご発言をお願いいたします。

星野委員： 小石川歯科医師会の星野です。

PFSのことについてお伺いしたいのですが、認知症検診事業の55歳から75歳で対象とした人の中から1万1,000人なのでしょうか。文京区って3万人でし

たっけ65歳以上の方。

進高齢福祉課長：4万4,000人です。

星野委員：4万4,000人ですね。この1万1,000人ってどういう感じで1万1,000人にしたのか、1万1,000人の方に来てくださいということを出して、来たのが全部で1,400人ということによろしいですか。

進高齢福祉課長：説明が不足してすみません。55歳から75歳までの5歳刻みで人数を抽出しまして1万1,000人になっております。まずは、その1万1,000人の方々には郵送して自宅でタブレットなどでできる認知機能テストというのがありまして、それを実際にやってくれた方が700人。さらに、その後、6月から始めているんですけど、9月に区民センターを4日間貸し切りまして、そこで600人枠の定員で検診事業というのを地区医師会の方の協力も得まして実施しまして、そこにもやはり600人が来ていただいたというところになります。

星野委員：今後、全体に増やしていくという予定ですか。先ほどの1,200人に増やしたいというのは。

進高齢福祉課長：1,200人に増やしたいのが、実際にこの認知機能テストを自宅でやった方の率が今1万1,000人に対して700人だとすると、大体6%ぐらいになるんですけど、もうちょっと数字が改善できるんじゃないかという課題を我々捉えておりまして。そこを仮に今1,200人というような目標を立てたところになります。

星野委員：ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。どうぞ。

川島委員：シニアのためのフィットネス教室、予算の枠だとか人員枠だとか、そのところは想定されているんですか。

進高齢福祉課長：今月の予算審査特別委員会でその金額を出してまして。すぐ調べて数字をご報告します。すみません。

平岡委員長：では、後ほどご説明いただくこととして。

神田委員：ポジティブ・シニアの1枚目のところで、高齢者等見守りあんしん電話事業について、これは昨年7月から実施ということですが。実施して今までの状況、またどういうところが担当するのか、看護師さんもいなきゃいけないというところで、仕組みと今までの状況、成果というところをちょっとお知

らせください。

進高齢福祉課長：昨年7月から補正予算で実施をしております、現在までに延べ50人程度が利用されております。同規模の過去の状況から100人ぐらいが利用されると見込んでいたんですけど、現在では50人になります。ただ、きちっと周知をしていきますと、毎月2、3名ぐらいの申込みがある状況にあります。

やり方としては、委託をしております、かつて、NTT西日本がこういった高齢者に対して見守り電話事業というのをやっております、一回なくなったんですけど、もともと再受託を受けていた事業者さんを見つけたのと、その事業者さんと他区がつながっていたので、そこから色々調べまして、この事業者さんに委託をして実施しているというところになります。

参考までに、ちょっとうれしい話があるんですけど、この電話って週1回から3回電話をするんですけど、つながらなかった高齢者の方がおられまして、おかしいな、普通つながるのになというところで、事前に緊急連絡先に電話してみたらそこもつながらなくて、ちょっと見に行ってみようかということで高齢者あんしん相談センターの職員が見に行ってくれて、どうもちょっと様子がおかしい。そして、警察も呼んで、レスキューも来て、結局最後は鍵を壊して入ったんですけど、2日間倒れていらして、救急搬送されたということがあったので、まだ数はそんなに伸びてないですけど、そういった取組というのは重要かなと考えています。

神田委員：今、話し合い員さんっていらっしゃると思うんですけども、そことの関連はどうなのでしょう。

進高齢福祉課長：話し合い員さんのほうとも少し、ここら辺は相談をしたんですけど。やはり本当は対面がいいんだと思っているんですね。ただ、今年の7月のコロナの状況とかを考えると、対面がなかなか話し合い員さんもそうですし、民生委員さんのほうもそうだったんですけど難しく、そういった孤立に対してどうするということに補正予算という形で、緊急的に見守り電話をやったということもあります。

こういった事業を補正予算で緊急的にやっているの、じゃあ、翌年度はどうするのかと、原則から言うと緊急的なものは無くなれば終わりになってしまいうんですけど、やってみていい事業にはなっているので、できれば高齢福祉課

としては継続していきたいと考えております。

平岡委員長：よろしいでしょうか。そのほかご意見ありましたらどうぞ。

高山委員：話し合い員の高山でございます。

見守り電話については、昨年の秋のときにいろいろご報告いただき、そのときは単純に不便があったというお話で、何か少しずつでも増えていると、私的には対面、孤立の方、孤独の方には対面でという活動がいいと思うんですけども。入り口はたくさんあったほうがいいかなというところで、それも一つの見守り電話の手段かなと思っています。

あとは、お話ができない方はメールとか、そういうのでも使えるようになるといいなと思っておりました。

それから、もう一つなんですが、P F Sの事業者さんは、民間のエイザイさんですか。

進高齢福祉課長：そうです。

高山委員：ありがとうございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

そのほかよろしいでしょうか。先ほどの説明ですね、どうぞ。

進高齢福祉課長：すみません。予算額の話です。

シニアフィットネス事業が約400万円。それから、参考までに、見守りあんしん電話が250万円。それから、スマートフォンの事業が約200万円になっています。電話のほうとスマートフォンは、約2分の1が補助金を獲得する予定でして、あとシニアフィットネス事業のほうは介護保険特別会計のほうですので約50万円ほどの事業費、一般会計からの持ち出しで実施できるようになっております。

平岡委員長：ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。

平岡委員長：それでは、次の議題に行きたいと思います。

議題2「令和4年度高齢者あんしん相談センター運営方針について」です。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

進高齢福祉課長より資料第2号に基づき、議題2「令和4年度高齢者あんしん

相談センター運営方針について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

それでは、この件について、ご質問、ご意見があればご発言いただければと思います。はい、どうぞ。

諸留委員：諸留です。高齢者あんしん相談センター、本当は行政がやらなきゃいけないんでしょうけれど、行政はそんなに人間の配置ができないから、委託でやっているんですよね。それで、行政と同じようなつもりでやらしてもらわなきゃいけないと思うんですけど。色々書いてあるけど、書くのは簡単で、実際に書いてあるのをやらなかったら何も意味ないわけですよ。職員のスキルアップだとか、迅速、的確なとか。やっぱり仕事をやっていく上で必要なわけですが、一般、民間、どこだってそうですけど、仕事やるにはやっぱりスピーディーにやらなきゃいけないと思うんですけど。

私が経験したので言わせてもらうけれど。対応はかなり遅いです。今は区役所が非常に良くなってきて、対応も非常にパツパツと。例えば2階の戸籍住民課の窓口なんか、パツと言うとパツと女の人に来て、何ですか、どこ行きますかとか、サービスが昔と比べるとすごく変わってきたんですけど。これ今の高齢者、私がたまたま経験したところでの話なんですけれども非常に遅いと、昔の役所みたいな感じがしました。私が現実に経験したのは、私のすぐ目の前のお家で、家の外にちょっと竹が生えているんですけど。竹って伸びるの早いんですよね。それから蔦がね、壁伝って蔦って生えていくのあるんですけど。いつもは竹を刈ってたんですね。それを刈らないで、どんどん伸び放題になっているからおかしいということで民生委員の方に連絡して、おかしいんじゃないかって言って。民生委員の人がその支部の長と一緒に行って、聞いてくれたんですけど、なかなか、当人が言わないんですよね。言わないもんだから、それであんしん相談センターにも言ったんですけど、レスポンスはないわけですね。行きましたとか、区役所行きましたとか、見てきましたとかですね。それで私が直接高齢者あんしん相談センターに行って聞いたら、結局何もやってなかったんですよね。1か月以上経ってるんですよね。それでパソコン開いて、受付けてますねっていう話でですね。ちょっとおかしいんじゃないかと思いま

してね、それでもう一回言ったんですけど。

結論は、昔の人だから高齢者で、夫婦でいて、奥さんが結局どこか施設に入っているんですけど、それを言いたくないんですよ、昔の人だから。だから、隠しちゃっているんですよ、それを言わないもんだから分かんないですね。そんなことがあったんですけど。その対応が、だからそういうことで、結局これよくあるでしょう、今日のハートフルのあれに書いてあるけど、新聞配達して新聞がたまっていて連絡するの、いい話だと書いているんですけど。これは私の実際に経験した話だから、分かる気にならないなという感じがしましてね。だから、委託しているんだけど甘えですよ。競争原理、働いているかどうか知らないけれど、委託契約だから契約して何年かやって、契約更新していると思うんですけど。もう慣れちゃって当たり前のようにそれが更新の年になっても、自然とただ契約更新ですかとはんこを押して、また何年間とか。3年だか5年だか知らないけどやっているという。競争原理も働かないと思いますよ。だから何年か経ったらやっぱり交代するとか、そういう気持ちぐらい持ってやらないと。行政の方も探すのも大変だと思いますね。慣れている人じゃないとできないし、そんなにたくさんいい業者っているわけでもないと思うんで、慣れているところがいいんでしょうけど。

だからそういうことで、いくら教育どうのこうの言ったって、紙には書いてあって実際に実行しなかったら何もならないわけですよ。だから、僕なんかセンターに行って、長がパッと相手の話聞いて、サッと、君ちょっと問題があったから行って来いと言え、その人はそこに行ってね。長から言われるんだから、行って来いと言われればすぐ行ってきますよね。だんだん慣れてきちゃうと、そういうのがどこか失われていくと思うんですよ。人間だから、そういうだらだらとしたあれはしょうがないと言え、しょうがないとは思ってますけれど、ただ、金儲けだけの仕事だったらいいけど、困っている人を助ける仕事だからクイックレスポンスというのはやらないと駄目ですねという感じで。書くのは立派なこといっぱい書いて、美しいことが書いてあるんですけど、実行力が伴わないと駄目だなという感じがしました。

まずこれやるには実行力とか、そういうのを書いてもらいたいです。実行力と、それからクイックレスポンス、即実行というか行動力というか、すぐやる

ということですね。そんなことをやっぱりちょっと一番初めにやらないと駄目だなという感じがしたので、一言言わせていただきました。

以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。

区のほうで何かご説明いただけることありますか。

進高齢福祉課長：ありがとうございます。

諸留委員言うとおりの、重要な視点だと思っております。最前線で高齢者あんしん相談センターが設置されておりました、いろんな高齢者の問題の相談を受けているところになります。その入り口が、区民の方とかけ違えちゃうと、どうしてもすぐ信頼を失って、何もやってくれないんじゃないとか、そういったことにつながります。

正直申し上げますと、年にそういった報告というのは私のほうにも何件か上がってきます。そのたびに、うちの担当者を通して、あんしん相談センターのセンター長には必ず言うようにはしておりますし、今後、そういったことがないようにきちっと取り組んでいただきたいというところは伝えているところであります。

一方では、あんしん相談センターに相談して良かったという声も実は結構上がってくることもあるので、そちらのほうの報告が多くなるように、今後取り組んでいきたいと考えております。

平岡委員長：ありがとうございました。

諸留委員、いかがでしょうか。

諸留委員：よろしくお願ひしたいと思ひます。硬いところと軟らかいところ、人を使うテクニックと言ったら悪いけど。行政だって本当にさっき言ったように、お願ひして、区役所は直にできないわけだから。

それとやっぱり、高齢対策、本当に競争の原理ね、何年同じ業者がやっているのか知らないけど、それが何年か分かんないけど、これから先20年もずっと同じ業者でやっていたら、腐敗だってやっぱり出てくると思ひますよ。だから、今のうちから考えておいて、そういうことも大事かなという気がしますので、よろしくお願ひします。

平岡委員長：ありがとうございました。

今の件について、ほかのお立場でご意見・ご説明等あればお願いしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、この件は区のほうでもよくご検討いただけるということになっております。

今の運営方針に関して、そのほかご質問・ご意見があればお願いします。

それでは、よろしいでしょうか、特にご意見がないということで。

平岡委員長：次の議題に行きたいと思います。

続きまして、議題の3「令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」ですね。事務局から説明をお願いします。

進高齢福祉課長より資料第3号に基づき、議題3「令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご意見があればご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この3事業者についての登録について承認するという扱いにしたいと思います。

—資料第3号「令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」は、了承された—

平岡委員長：それでは、続きまして、議題の4「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」ご説明いただければと思います。

進高齢福祉課長より資料第4号に基づき、議題4「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問・ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については承認いたしたいと思います。ありがとうございました。

—資料第4号「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿の更新について」は、了承された—

平岡委員長：続きまして、議題5「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」事務局から説明をお願いいたします。

中澤介護保険課長より資料第5号に基づき、議題5「指定地域密着型サービス事業所の指定状況について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があれば、はい、どうぞ。

鈴木委員：3番の「やさしい手中野南口定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」なんですけれども、文京区民が利用を希望したためと書いてありますが、こちらの事業所の所在地が中野区ですけど、どのような感じで利用されているのかが知りたいです。

中澤介護保険課長：そもそも地域密着型サービス事業というのは、当該区市町村の住民の方が利用するものというふうにご理解いただいた上で、文京区民の方が利用を希望したためということで、この場合多いのが、実際中野区にご家族のお宅があったり、住民票を動かさないで他区の区市町村に一時的に行かれたりしているケースで、その地域密着型のサービスを使う場合には、このような手続が必要というふうになっているところでございます。

鈴木委員：分かりました。利用されているご本人が今現在中野区に在住だということで、文京に在籍があるということでもいいんでしょうか。

中澤介護保険課長：住民登録上は文京区ということになりますね。ただ、何らかの事情で一時、例えば、ご家族の家に帰省をされていたり、一時、住民票を動かさないで施設を利用する場合というふうにお考えいただければと思います。

鈴木委員：分かりました。ありがとうございました。

平岡委員長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、どうぞ。

林田委員：廃止になった事業所について、過去の情報とかは蓄積されているんですか。利用者の方の情報。

中澤介護保険課長：こちらは、廃止という形でご相談があったときに、私どものほうで、ご利用者様、既に利用されている方の行き先、そういった形では確認をさせていただいているところでございます。その利用者につきましては、他の事業所をご利用されるということで同意を得て、他の事業所を使われたり、一部利用を、コロナの関係でデイのほうの利用を中止されたりというような方も中にはいらっしゃるというように聞いておりますが、そこはしっかり区のほうでも、こういった事業の廃止に伴いまして、ご利用者様が引き続き介護サービスを利用できるような形で支援のほうを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

林田委員：経営面での確認もされたようなことが書かれているんですけど、これはどこまで分析するんですか。

中澤介護保険課長：実際、経営面、人員面において、事業継続が困難なためというのは、廃止の届出書に記載されていることをこちらのほうに転記させていただいているところでございます。区といたしましては、事業の廃止、こういった事情で廃止の届出があった場合には、いわゆる決算書とか、そういった会計面での確認はしておりません。ただ、事業所のほうの事情、そういった部分での聞き取りであったりとか必要に応じて行っていると。今回のステップパ一と一石さんについては、聞き取りのほうは一定程度させていただいて、詳細な決算分析等々は行っていないというところでございます。

平岡委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

平岡委員長：それでは、次の議題に移りたいと思います。

議題6「地域密着型サービス事業所の利用状況」ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

中澤介護保険課長より資料第6号に基づき、議題6「地域密着型サービス事業

所の利用状況」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。ご質問、ご意見があれば、ご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

平岡委員長：それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題7「地域密着型サービス事業実施予定者の決定について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」ということです。ご説明いただければと思います。

中澤介護保険課長より資料第7号に基づき、議題7「地域密着型サービス事業実施予定者の決定について（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。それでは、今のご説明に関して、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

それでは、ちょっと私から1点だけ。ちょうど今、資料第6号で定期巡回・随時対応型訪問介護看護の既存の事業者の実績なども説明がありました。グッドライフケア24ですね。定員が45で、利用者人数26ということですが、今度は新しい事業者に加わっていただくことで、今後の利用人数が増えていくということが見通しとしてあると思うのですが、計画との関わりでどういう感じとなっているか、ちょっとご説明いただければと思います。

中澤介護保険課長：まず、今、委員長のほうからお話がありましたとおり、区内の同業態の事業者は、グッドライフケア24 1か所でございます。今後、在宅での介護を受ける方については、高齢者全体の増加に伴って増えるものというふうに認識してございます。

それで、今回第8期の計画の中で定期巡回・随時対応型訪問介護看護のそういったサービスの事業に応じた形での公募をさせていただいたところでは、現在、グッドライフケア24につきましては、45人の定員数でございますが、今後高齢者数の増、また、在宅での介護を受ける方の増を見込んだという形での設置でございますので、その辺りは今後も事業者の運営状況についてはしっかり

見守って、必要な支援を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございました。この件に関して、そのほかご質問、ご意見があればお願いいたします。はい、じゃあどうぞ。

中澤介護保険課長：1点だけごめんなさい。先ほど45人という定員数がございましたが、参考までに今回8期の需要の部分でいきますと、90人まで利用が増えるものというふうに見込んでございます。なので、こちらのほうを1事業者のほうで対応するのは厳しいというところでの公募でございます。

平岡委員長：ありがとうございました。区として、在宅ケアを推進していくということで、高齢者数の増加もありますけども、潜在的にこのサービスに対するニーズがあるという判断で、この整備を進めるというご説明でしたので、そういうことを前提にして、事業者の選定を行ったというような形になります。よろしいでしょうか。どうぞ、はい。

林田委員：ちょっと前の質問になってしまうのですが、このグッドライフケア24さんの45人の定員に対し26という利用者数なのですが、26で採算はとれているんですか。

中澤介護保険課長：そうですね。グッドライフケア24さんの実際の職員体制的な部分であったりとか、そういった部分では現利用の26人に対応した体制でございますので、その部分での採算といった部分では、確かに介護事業所全体が厳しい状態に今置かれていますので、採算といった部分では厳しいのかもしれませんが、運営自体は今順調になされているというふうに認識してございます。

事業所のほうは、一応26人という利用者の数に見合った体制で臨んでいるといったところから、採算的には何とか対応できているというようなところでの報告を受けているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

平岡委員長：それでは、議題8に移りたいと思います。

議題の8「訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画（ケアプラン）の届出状況について」をお願いいたします。

中澤介護保険課長より資料第8号に基づき、議題8「訪問介護における生活援助の回数基準を超える計画（ケアプラン）の届出状況について」の説明を行った。

平岡委員長：ありがとうございました。今のご説明について、ご質問、ご意見。はい、どうぞ。

鈴木委員：鈴木と申します。こちらは、回数が増えているということでの報告だと思っておりますけれども、限度額の算定はどうなっているのでしょうか。生活援助は今どんなような感じでしょうか。基本は1時間ですか。

中澤介護保険課長：プランの立て方によるかなと思っています。こちらは、あくまでも生活援助の回数の基準を上回る場合というところでの届出を義務付けたものでございますので、先ほどの生活援助、いわゆるご自宅での援助になってくると思うんですが、その部分についての組み立て方が1時間であったりとか、その時間数と回数については、プランの立て方かなというふうに思っているところでございます。

鈴木委員：限度額との関連はどんな感じでしょうか。

中澤介護保険課長：介護保険のサービス、今、委員がおっしゃったとおり、限度額といったところがございますが、ケースによって自費が、限度額を上回る部分については、公益負担ができずに自費負担となる場合がございます。そちらについてのプランの内容の詳細は、今ちょっと手元にはございませんけれども、限度額を超えた部分、訪問介護だけではなくて、それ以外のサービスを含めて限度額を超えた場合は、自己負担となるというところでございます。

鈴木委員：分かりました。ありがとうございます。

平岡委員長：よろしいでしょうか。では、飯塚委員。

飯塚副委員長：ケアマネジャーさんがしっかりアセスメントして、こういう結果が出たとは思いますが、要介護1ということは、まだまだご自分でできることが多々あると思うんですよ。全てを生活でとってしまうと、できることもできなくなってしまう。やはり介護保険って自立支援ということですので、調理一つにしたって、立たなくたって、座ってやる方法を作業療法士を入れて

とか、理学療法士を入れて、その方法を探るとか、いろんな方法があると思うんですけども、要介護1という状況と、家事だけの38回というのにちょっとこれだけを見て判断しろというのはできませんけれども、そういう方法も考えて計画を立てることをしていただけたらなと思います。

中澤介護保険課長：ありがとうございます。今、副委員長がおっしゃられたとおり、介護保険のそもそもの理念のところは、自立した生活を維持したり、自立生活を向上させていくといったところが大きな理念の一つであるというところは強く認識しているところでございます。

今、委員がおっしゃられた要介護1の部分でいくと、そういった部分での改善の可能性がまだまだあるかなといったところかなとは思いますが、今回の算定理由のところ、3階建て一軒家で独居であり等々といったところが理由で挙げられておりますが、冒頭の説明のときもお話しさせていただいたとおり、適切な介護サービスを提供させていただくというのが何より、その適切などといったところが生活援助を中心としたケアプランというのが、一つには、この状況だけだと何とも言えませんが、自立した生活をどう支援していくかというのが、介護保険サービスの大きな理念というのが、繰り返しになりますがありますので、今、副委員長がおっしゃられたとおりのところは、しっかりケアマネジャーさんを支援して、このような理念のもとに支援してまいります。

今後とも、このような様々な事情がある中で、生活援助の回数基準を超える計画というのを出さざるを得ない状況になっていくとは思いますが、今後とも適切なプランの支援というのは、引き続き介護保険課としても、指導して、支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

平岡委員長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

鈴木委員：最初に戻ってもよろしいでしょうか。最初のほうの議題で。

平岡委員長：どうぞ。

鈴木委員：資料1-1のところなんですけれども、高齢者などの見守りあんしん電話事業というところと、それから、シニアのためのフィットネス教室というところで、希望者に対しと書いてあるんですけど、希望しないでも必要な人はいると思うんですね。そういう人たちの発掘というか、探し出して支援するとか、そういうことも大事じゃないかなと思うんですけども、それで、3番のシ

ニアのためのフィットネス教室なんですけれども、これは、区報で募集した場合には、体を動かせる、興味ある方はすごく応募されると思うんですね。どういう基準で選ぶのか。

あと、予算が1番の場合250万円、2番の場合は200万円、それから、シニアのためのフィットネス教室では400万円の予算があるということなんですけど、例えば、フィットネス教室は400万円で何人ぐらいの方を支援できるのか、電話のほうもそうなんですけれども、あとスマホもそうなんですけども、何人ぐらいを想定されているか聞きたいです。よろしくお願いします。

進高齢福祉課長：ありがとうございます。希望しないでも必要な人がいるのではというのは、本当に重要な視点だと思っています。我々は出口戦略ばかり考えがちなんですけども、入口戦略、要はこういった事業に関われない人にどう関わってもらおうかというのが、非常にいろんな会議体でよく言われるところです。見守り安心電話事業については、同じように高齢者あんしん相談センターで見守り訪問というのをやっています、そちらを少しカバーするのかなど。あちらのほうは、一律に75歳以上の高齢者の方を名簿化しまして、それぞれ行く前にはお手紙を送って、ご了解のもと在宅状況の確認をしに行って、必要に応じていろんな区の事業とか、あと必要な介護申請とか、そういったところにつながる事業になります。

それから、フィットネス事業、こちらにつきましても、今回これはあくまでも希望ですけど、その前提として、区のほうで健康質問調査票というのを3年に1回、75歳から84歳までの方に送って、その健康質問調査で引っかかった人、大体健診率が7割ぐらいあるんですけど、そういった方々に個別で電話をして、介護予防事業にご案内をしているところになります。

やはり、コロナ禍の影響で、生活機能の低下というのは、非常に全国的に問題になっていますし、相談窓口で対応する職員からも認知症の方がちょっと見受けられるとか、体力の低下、人とのつながりがなくなって、先ほどちょっと言った虐待とか、そういったいろんな課題が出てきていますので、いろんなこの事業を使って、いろいろとつながっていくような取組をしていきたいと考えています。

フィットネス事業の基準ですけど、特に基準は健康であれば参加できるよう

にしておりまして、他区の同じ人口規模からいくと、大体200人ぐらいを想定した事業になっています。

あんしん電話事業とスマホ使い方教室は、スマホ使い方教室は100人、年200人を想定しているという事業になります。あんしん電話のほうは、年100人で想定をしていると思います。以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。では、諸留委員。

諸留委員：今の件、私も知っている範囲で、フィットネス教室ってあるんですけど、スポーツセンターがございませよ、教育の森公園の。あそこでなぜか高齢者だとタダなんです。最初1回目だけ講習を受けるときに600円、500円だったかを払えば、あとは何回行っても、いろんな器具を使って、トレーナーも指導員もいますから、ああいうところに行けばできます。トイレも多分タダで利用できると思います。そういうところを利用されれば予算を何に使おうと、お金に関係なく使えると思います。

それと、スマホの使い方って、これは区報にちょっと前に載っていたので、私もシルバー人材センターで講師が来てやるというので聞きに行った、申込みしたんですけど、行ったときにもう50人ぐらい申込み、抽選なんですけれど、それで申し込んだ後にあそこで話を聞いていたら、初歩的な操作方法で、本当の初心者だというから、悪いけどキャンセルさせていただいたんですが、結構人気はあるみたいです。そんなことをちょっともし参考になればと思いました。以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。よろしいでしょうか。

平岡委員長：阿部委員、どうぞお願いします。

阿部委員：すみません、2点ほど。一つはお願いでございます。まず、先ほどから話しているポジティブ・シニア応援プロジェクトですね。その中のスマホの使い方教室、これは高齢福祉の事業でございますが、介護保険の利用者さんにおいても、非常に必要な状況かなと。利用者さんの中には、ガラケーが使えなくなるということに対して、ちょっと不安を持っていて、スマホを使いたいと。すごくスマホに興味があるけども、どうしたらいいかわからない、使い方がわからないというのが非常にあるんですけども、やはり教室に通えない方が対象になってくると思います。その方に対して、この活用支援員の育成が図られた

ことによって、出張していただくような形がいずれとられると非常にありがたいと思っておりますので、ぜひ教室に通えない方、行けるんだけど一人じゃ行けない方というような人たちに対して、身近で教室が開けるような形をとっていただけるとありがたいなと思っております。

もう一つが、これは情報提供なんですけども、先ほど指定地域密着型サービス事業所利用状況の中で、グッドライフさんの話がありましたが、グッドライフさんは数年前は定員と同じぐらいの利用者さんがあったはずなのに、最近少ないのは私自身もちょっと気になっているところがございます。ただ、地域というか、文京区のことではないんですが、人材不足というのが非常に大きく関わっておりまして、例えば、小規模多機能さんとかは、人材がいないことによって、その中の訪問ができなくて、泊まりと通いだけになっているというような情報も聞いております。文京区がそうであるとは思っていませんけども、現場の中でそういう話を聞くということもあると思いますので、人材不足というのは大きな課題になっているかと思えます。以上です。

平岡委員長：ありがとうございます。いろいろと貴重なご意見、アイデアをいただいたかと思えます。

それでは、よろしいでしょうか。議題8のほうに戻りまして、議題8について、ほかにご意見がなければ、この議題8については、終了としたいと思います。よろしいでしょうか。

3 その他

平岡委員長：それでは、一応予定していた議題は以上ということになりますが、その前のほうの議題を含めて、何かご質問、ご発言されることがあればお願いします。

飯塚副委員長：高齢者あんしん相談センターのハートフルネットワーク、このところで、最近、高齢者は新聞を読むとか、それから、牛乳配達というのは少なくなっているんですが、それに比べて、コンビニとか、今、スーパーの宅配をやっていますので、こういう方たちの連携ということで、協力機関に入っていただくということはどうでしょうか。

進高齢福祉課長：ありがとうございます。正直申し上げますと、この2年間コロナの影響で、ハートフルネットワークの事業者の方々との連絡会とかというのが、全然開催できなかつたのが正直なところです。

ただ、副委員長が言われましたように、いろんな事業者さんに関わってもらって、地域を見守っていただきたいというのが我々の思いでして、直近だと、生命保険会社さんと一緒に協力したりとか、いろいろ声をいただいておりますので、今言っていた業種の方々も具体的に検討していきたいと思っております。

平岡委員長：そうですね。では、よろしく願いいたします。

そのほか、はい、どうぞ。

高山委員：話し合い、高山です。年度末ということで、ちょっと外れた質問かもしれないんですが、コロナの影響で介護事業所とか、施設の入所者の方に対して、ニュースなんかを見ると、施設の中の一部が病院に行けなかつたりとか、そういうことがあるようですので、文京区ではその辺の危機感というか、対応等あったかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いました。

平岡委員長：よろしいでしょうか。お願いします。

中澤介護保険課長：高山委員、施設の中で感染者が引き続き療養するというケースでよろしいですか。

高山委員：施設全体ではお聞きしたことはないんですが、ぼちぼち陽性の方があったりとか、そういうのは聞いているんですが、一時ひどいときに病院にも入れなかつたりとか、そういう事例があったかどうかということで。

中澤介護保険課長：確かに、第6波と言われる大きな波の中で、在宅の方とか、あと特養の施設の入所者の中には、入院ができないまま在宅で過ごされたり、施設の中で過ごされたりといったところはありました。実際に、現在のところ、保健所のほうに確認をしているところでは、感染者の方はほぼ入院はできているというようなところがございます。また、介護保険施設、特養の中では、確かに複数人感染者が出てしまったといったところはあるんですが、大きなクラスターのところは最小限に抑えられたかなといったところでは、文京区は非常に事業者のほうで頑張っていたかなという認識でございます。東京都のほうとも連携をさせていただきながら、同一事業所、同一施設内で複数の入

院待機者が出た場合は、東京都のほうから医師を派遣して、施設内で往診という形で診察していただいたりといった仕組みもございます。また、医師会のほうにもご協力をいただきながら、在宅の方の支援であるとか、そういったところの取組をさせていただいているところです。

今後も、次の波が来るかなといったところも危惧されているところですが、引き続き、医師会さんをはじめとして、関係機関とは密接に連携しながら、そういった波に備えていければなといったところで考えているところがございます。

平岡委員長：よろしいですか。

渡部健康推進課長：健康推進課長の渡部と申します。よろしく申し上げます。私も保健所のほうの話になりますけども、委員の方がおっしゃったように、特に今回のオミクロン株につきましては、ご存じのとおり、1月末から2月にかけてまして、今までにない拡大がございまして、保健所のほうも全員の方にきめ細かなフォローというのができなくなりまして、部署内やほかの部署の方をこちらの保健所のほうに派遣されまして対応したというところがございます。

現在のところは、高止まりということで、大体1万人を切る程度のところで、上下しているというところではございますけども、現在は入院が必要な方につきましては、当日かもしくは翌日には入院ができるという状況まで戻ってきてございます。

今回の第6波につきましては、お子様と高齢者の方がやっぱり施設のほうで少し出ているようでございますけども、こちらのほうの介護施設につきましては、今、中澤が申し上げたとおり、最小限の数で動いておりますし、お子様の場合はあまり症状がそんなに重くないので、そのお子様がおうちに帰って、逆に親御さんに移ってしまって、そちらの親御さんのほうがちょっと重症化してしまうというケースが多かったところではございますけども、こちらのほうは学校と連携しまして、必要な方には検査をして、いち早く陰性が陽性かというのを判断して対応していったところがございます。

繰り返しになりますけども、現在はやや落ち着いている状態ですけども、今回の危機を終えまして、まだ第7波も来るやもしれませんので、そちらのほうに備えたいと思っております。以上です。

平岡委員長：ありがとうございました。諸留委員、どうぞ。

諸留委員：諸留です。ちょっと分かれば教えてほしいんですけど、前、この会議でも出たと思うんですけども、特養の待ち人数について最近全然聞かないんですけど、区のほうでも建物をつくって、特養の施設、部屋は増えているんですけど、それと同時に老人も増えちゃって、年寄りが増えちゃっているんですね。だから、キャパシティは増えたけど、入る人も増えている、そういう人数をざくっと、昔500人とか、下がって400何件とかと言っていた覚えがあるんですけど、今はそういうのが分かれば教えてほしいんですけど。

進高齢福祉課長：直近の人数だと、本年1月1日現在で334人となっていて、平成25年ぐらいのときに、800人ぐらいだったのが、徐々に徐々に減ってきて、今の人数になっています。

経緯を調べてみると、介護度が3以上になったりとか、あと途中で区内で施設ができ、受入れがきちんと始まって、順調に減っているという形になります。

平岡委員長：よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から席上配付資料の説明のほうをされますか、最後に。では、お願いいたします。

中澤介護保険課長：介護保険課長でございます。席上の配付資料というところで、何点か配付させていただいてございます。その中の一番最後のところで、介護坂といった冊子をお配りさせていただいてございます。こちらについては、令和3年度版、最後になりましたけども、介護の魅力、先ほども議論になりましたが、介護人材の確保、定着という課題では非常に重要なものというところは認識してございます。こちらにつきましては、介護の事業所のほうとも協力させていただいて、このような形でつくらせていただきました。

区内の介護事業所、図書館などに配布をさせていただき、皆さんの目にとまるような形での作成でございます。ぜひ、皆様にご一読させていただきたく、席上配付させていただきました。ありがとうございます。

平岡委員長：ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたしますので。

進高齢福祉課長：本日も、活発なご議論、またいろんなご意見を本当にありがと

うございました。本年度は最後になりまして、またこのメンバーで会議になるのも最後となります。

令和2年度に計画、第8期の高齢者・介護保険事業計画を策定しまして、令和3年度、いろんな事業を実施、それから来年に向けても、冒頭、重点施策を説明させていただきましたが、本当に委員の皆様からのご意見、それから計画に従って、いろんな事業ができていると。少しずつですけど、本当にできていると思っております。地道なんですけども、先ほど言ったポジティブ・シニアの事業、心技体といった事業、それから認知症施策、それからこの間、急遽ワクチン接種の支援とかも、地域のいろんな関係団体の皆様のご協力を得て、本当に少しでも微力ながら寄与できたかなと思っております。

また、引き続き、来年度、昨年3月に東京大学高齢社会総合研究機構の飯島先生が冒頭来て、健康寿命の延伸についてちょっとお話をさせていただいて、話がまだうまく進んでいないですけど、来年度はそこら辺をもう少し進めていきまして、この委員会でもまたタイミングを見て、少しずつご報告をしていきたいと思っております。

いずれにしても、本当に日本の高齢者が一番多くなる2040、それから2055、特別区の高齢者が一番多くなる時期、そういったのを見据えながら、いろいろと進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

4 閉会

平岡委員長：ありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせていただきます。